

とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）に基づき、とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、先駆的事業に取り組む企業等の県内への新たな事業所設置等を支援することにより、関係人口及び定住人口の増加につなげるとともに、当該企業等及び事業所を将来の本県産業のけん引役に成長させることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業等 次に掲げる事業を行う法人又は個人で、県内に事業所（営業所、拠点を含む。以下「事業所等」という。）を有していない者をいう。

ア 製造業

イ 自然科学研究所に属する事業

ウ 情報処理・提供サービス業に属する事業

エ ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又はインターネット付随サービス業に属する事業

オ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、次に掲げるもの

(ア) まんがに関するコンテンツ まんが企画制作事業、イラスト企画制作事業等

(イ) アニメーションに関するコンテンツ アニメーション企画制作事業等

(ウ) (ア) 及び (イ) に関連するコンテンツ 映像企画制作事業、フィギュア・人形・模型等企画制作事業、オンライン・ゲーム専用機・モバイル端末向けゲーム企画制作事業等

(エ) 人材育成 コンテンツ企画制作に係る人材育成事業等

カ 地域課題解決に資する事業

キ 市町村長との協議に基づき、知事が選定した事業

(2) 先駆的事業 県内に新たに設置する事業所等において行おうとする事業のうち、先駆的な取組であるもの。なお先駆的取組に係る先駆性は、別紙の基準に基づき判断するものとする。

2 前項第1号中「企業等」には、次のいずれかに該当する者は含めないものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）が同表の第3欄に掲げる要件（以下「補助要件」という。）を満たす場合、補助対象者に対し、予算の範囲内で本補

助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費の額（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の額は切り捨てる。）以下とし、上限は同表の第6欄に定める額とする。
- 3 補助事業の対象期間は、第6条第1項による交付決定の日から別表の第7欄に掲げる期間を最長とする。
- 4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業を開始する前に行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更等）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらす事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

（実績報告の時期等）

第8条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

（補助金等進捗状況報告の時期等）

第9条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度（前条第1項の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月15日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第2号及び第4号によるものとする。

（現地調査等）

第10条 知事は、前条第1項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

（補助金の支払）

第11条 知事は、補助対象経費が適切に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績に対応する本補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号）第5条第1項第2号に定める期間のうち、先端的デジタル活用企業立地促進事業に係る期間とする。ただし、期間の起算日は第6条第1項の交付決定の日とする。

2 前項の規定にかかわらず、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間の方が前項の期間より短い財産については、規則第25条第2項ただし書の期間は同令に定める期間とする。

3 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

4 規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第5号により行うものとする。

5 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

第14条 知事は、補助事業が補助要件を満たしていないことを確認した場合又は補助事業の休廃止等が想定される場合には、第6条第1項による本補助金の交付決定後及び規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(利用回数)

第15条 本補助金の利用は、同一の者について、別表の第1欄に掲げる補助事業ごとに1回に限るものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(補助事業の報告等)

第16条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表させることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第17条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(調整)

第18条 補助事業に対し、財源に県費を含まない他の補助金等が充当される場合は、本補助金の額及び当該他の補助金等の額を合算した額が補助対象経費を超えないよう調整するものとする。

- 2 本補助金の補助対象経費と財源に県費を含む他の補助金等の補助対象経費が重複する場合は、当該重複部分を調整するものとする。

(雑則)

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前のとっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金交付要綱（令和2年10月23日付第202000186026号鳥取県商工労働部長通知）第6条第1項の規定によりなされた交付決定に関する補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前のとっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金交付要綱（令和2年10月23日付第202000186026号鳥取県商工労働部長通知）第6条第1項の規定によりなされた交付決定に関する補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

	ア	イ
1 補助事業	事前調査型	オフィス設置型
2 補助対象者	次のいずれも満たす者 （1）企業等 （2）本表第1欄のイを利用していない者 （3）先駆的事業を行おうとする者	次のいずれも満たす者 （1）企業等 （2）先駆的事業を行おうとする者
3 補助要件	県内事業者・団体・支援機関等（県内に事業所等（営業所、拠点を含む。）を有している者をいう。以下同じ。）との連携を前提に補助事業を実施すること	次のいずれも満たすこと （1）県内事業者・団体・支援機関等との連携を前提に補助事業を実施すること （2）県内に補助事業を実施するための事業所等を設置すること
4 補助対象経費	（1）移動に要する費用（知事が別に定める算定による額とする。） （2）委託に要する費用 （3）共同調査に要する費用（県内事業者・団体・支援機関等を行うものに限る。） （4）通信等に要する費用（インターネット等の回線使用料及びサーバー（共用サーバー、VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバー等）の利用等に要する費用及びシステム、ソフトウェア、アプリケーション類の利用に要する費用とし、補助事業の実施に伴って新規に契約等するものに限る。） （5）事業所等の賃借又は利用に要する費用 （6）その他補助事業の実施に当たり知事が必要と認める費用	（1）事業所等の改修費用（撤去作業、清掃作業、リフォーム、その他知事が必要と認めるものに係る経費。ただし、事業所と住居が同一建物内にある場合などは事業所部分のみを対象とする。） （改修費用に含まれる工事費・委託費等は、県内事業者が発注を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と知事が認めた場合については、この限りではない。） （2）事業所等の賃借又は利用に要する費用 （3）機器・設備の賃借又は利用に要する費用 （4）機器・設備の取得に要する費用 （5）セキュリティ対策等に要する費用 （6）通信等に要する費用（本表第4欄のア（4）に掲げる費用に同じ。） （7）共同研究に要する費用（県内事業者・団体・支援機関等を行うものに限る。） （8）事業所等における光熱水利用に要する費用 （9）移動に要する費用（知事が別に定める算定による額とし、補助対象者が有する県外拠点と県内の事業所等間の往復に限る。） （10）その他補助事業の実施に当たり知事が必要と認める費用
5 補助	2分の1	2分の1

率		
6 補助 金上 限額	300 千円	2,000 千円
7 補助 対象 期間	12 月以内	24 月以内

先駆性の判断基準

1 補助事業について以下の基準で先駆性を判断する。

(1) 開発又は生産する製品の先駆性

ア 同業他社に普及していない技術等を活用した製品

※ 先端技術を活用した製品（革新的な新素材）等

イ 既存技術等を活用しつつも、（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品

※ 既存技術の組み合わせや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品 等

(2) 開発又は提供する役務の先駆性

ア 同業他社に普及していない技術等を活用したサービス

※ 先端技術を活用したサービス 等

イ 既存技術等を活用しつつも、（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービス

※ 複数サービスの組み合わせや既存サービスの性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス 等

(3) 製品の生産又は販売の方式の先駆性

ア 同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業

※ 生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入 等

イ 同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業

※ ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業 等

(4) 役務の提供の方式の先駆性

ア 同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業

※ 新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業 等

2 先駆性を判断する際には、同業他社における当該商品、当該役務、当該方式の普及状況を踏まえ、既に相当程度普及している場合については、先駆的な取組とは判断しないものとする。

3 このほか、大都市圏等の企業等が県内に機能・業務の一部移転を行う場合は、従前は県内に存在していなかった機能・業務の移転であることから、新規性の観点から先駆的事业と同等の事業計画と位置づけ、当該事業計画の業種、企業規模、事業内容等を勘案した上で先駆的事业と取り扱うことができるものとする。

様式第1号（第5条、第7条、第8条関係）

事業計画（変更事業計画・実績報告）書

1 事業実施主体（補助対象者（補助事業者））

事業者名称	
所在地	
代表者職・氏名	
資本金等	
従業員数	人（正規 人 非正規 人） （ 年 月 日時点）
事業概要（別紙可）	
産業分類上の事業区分	
創業年月	
連絡先等	担当部署名： 担当者役職： 担当者氏名： ・電話 ・メールアドレス

※ 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 経営状況等（直近2期分の実績）

（単位：千円）

区分	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
売上高		
営業利益		
経常利益		
税引後最終利益		

※ 「ア 事前調査型」については、直近1期分の記載のみで可とする。

3 実施する補助事業の区分（いずれかに○をすること）

- ア 事前調査型
イ オフィス設置型

4 事業開始（予定）日 年 月 日

5 事業完了（予定）日 年 月 日

※ 補助対象期間 交付決定日から
ア 事前調査型 12月以内
イ オフィス設置型 24月以内

6 設置事業所等

名称	
所在地	
施設所有者	
面積 (コワーキングスペース等利用の 場合は不要)	
操業(利用)開始(予定)日	年 月 日

7 雇用状況(予定)

新規雇用者数	人 (正規 人 非正規 人)
--------	-------------------

※ 法人代表者及び個人事業主本人以外の雇用を行う場合は記載すること。

8 事業状況

(1) 事業連携

連携する県内事業者・団体・支援機関等 (複数ある場合は、複数記載すること)	名称： 代表者名： 所在地： 担当者名：
--	-------------------------------

(2) 事業内容

事業内容 (別紙可)	
---------------	--

9 設置事業所等に係る収支計画（実績）

（単位：千円）

	1年目	2年目	3年目
売上（収入）			
支出			
差引利益			
備考			

※ 「ア 事前調査型」については記載不要。

10 補助事業に係る他の補助金（県含む）の活用

補助事業に係る他の補助金（県含む）の活用の有無 （有 ・ 無 ）

補助金名：
補助率及び交付額：
補助金所管部署名： （電話： ）

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※ 「有」の場合は、他の補助金名、補助率、交付額、当該補助金に係る問合せ先（補助金所管部署名、団体名及び連絡先）を記載すること。

11 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）に関する質問

補助対象経費に工事費及び委託費が含まれるか。 （有 ・ 無）

「有」の場合、その発注先は県内事業者等か。（はい ・ いいえ）

※ 「県内事業者等」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。

「いいえ」の場合、下表に状況を記載すること。

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注でなけれ ばならない理由

12 添付書類

(1) 交付申請時

ア 事前調査型

(ア) 事業実施主体（補助事業者）の定款、登記簿謄本及び補助事業者の概要がわかる資料（パンフレット、ウェブサイトの写し等。定款、登記簿謄本については個人事業主の場合は不要）

(イ) 事業実施主体（補助事業者）の決算書（直近1期分。個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可）

イ オフィス設置型

(ア) 事業実施主体（補助事業者）の定款、登記簿謄本及び補助事業者の概要がわかる資料（パンフレット、ウェブサイトの写し等。定款、登記簿謄本については個人事業主の場合は不要）

(イ) 事業実施主体（補助事業者）の決算書（直近2期分。個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可）

(ウ) 新たに設置する事業所等の賃貸借契約又は利用の見込みを確認できる書類

(エ) 新たに設置する事業所等の位置、施設仕様、利用料金等及び現況写真

(2) 変更交付申請時

(1) の添付書類のうち、変更があったもの（変更がない添付書類の提出は不要）

(3) 実績報告時

ア 事前調査型

- (ア) 事業実施主体（補助事業者）の定款、登記簿謄本及び補助事業者の概要がわかる資料（パンフレット、ウェブサイトの写し等。定款、登記簿謄本については個人事業主の場合は不要）
- (イ) 事業実施主体（補助事業者）の決算書（直近1期分。個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可）
- (ウ) 補助対象経費を確認できる契約書及び領収書等の書類の写し
- (エ) 交付決定通知書及び変更交付決定通知書の写し

イ オフィス設置型

- (ア) 事業実施主体（補助事業者）の定款、登記簿謄本及び補助事業者の概要がわかる資料（パンフレット、ウェブサイトの写し等。定款、登記簿謄本については個人事業主の場合は不要）
- (イ) 事業実施主体（補助事業者）の決算書（直近1期分。個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可）
- (ウ) 新たに設置した事業所等の賃貸借契約又は利用を確認できる書類
- (エ) 新たに設置した事業所等の位置、施設仕様、利用料金等及び現況写真
- (オ) 補助対象経費を確認できる契約書及び領収書等の書類の写し
- (カ) 交付決定通知書及び変更交付決定通知書の写し

※変更交付申請の場合は、変更点を明確に記載すること。

様式第2号（第5条、第7条、第8条、第9条関係）

（変更）収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	金 額（補助事業に要する（要した）経費）	摘 要
自己資金		
借 入 金		資金の調達先：
本補助金		補助金上限額に注意 （千円未満切捨）
他の県補助金等		補助金の名称：
他の補助金等 （交付者： ）		補助金の名称：
そ の 他		
合 計		支出の部の「補助事業に要する（要した）経費」 の合計と一致すること。

2 支出の部

（単位：円）

経費区分 （別表第4欄の補助対象経費の細目を記載）	経費内容 （名称、単価、数量を記載）	発注先 （所在地）	補助事業に要する（要した）経費 （消費税及び地方消費税を含む）	補助対象経費 （消費税及び地方消費税を除く）	負担区分 （補助対象経費の内訳）	
					本補助金	本補助金以外
			（ ）	（ ）	/	/
			（ ）	（ ）		
			（ ）	（ ）		
			（ ）	（ ）		
			（ ）	（ ）		
			（ ）	（ ）		
			（ ）	（ ）		
			（ ）	（ ）		
合計			（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

(注) 共通事項

- 1 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)
- 2 本様式は表計算ソフト等で作成しても構わない。また各経費区分の明細は、本様式に準じた任意の様式の添付でも可とする。

収支予算書(変更収支予算書)として使用する場合

- 1 補助事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとの収支計画を添付すること。(様式は任意)
- 2 工事費及び委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施するものに限ること。
- 3 変更申請の場合は、括弧内に変更前の金額を記入すること。

補助金等進捗状況報告に係る収支決算書として使用する場合

- 1 本様式は年度ごとに作成すること。
- 2 工事費及び委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- 3 括弧内に交付決定時(変更承認を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記入すること。

実績報告書に係る収支決算書として使用する場合

- 1 工事費及び委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- 2 括弧内に交付決定時(変更承認を受けた場合は変更交付決定後)の金額を記入すること。

鳥取県知事 様

住所
職氏名
(法人にあつては名称及び代表者の職氏名)

年度とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定（及び 年 月 日付第 号による
変更交付決定）に係るとっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金の 年度における事業進捗状況につ
いて、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金 ア 事前調査型 イ オフィス設置型 (いずれかに○をすること)			
交付決定通知年月日 及び番号	※ 変更交付決定通知も含めること。			
補助対象期間	開始	年 月 日 ※交付決定日から	終了	年 月 日

1 予算の執行状況 (単位：円)

	算定基準額（補助対象経費）	交付決定額
交付決定	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)
前年度までの実績 ①	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)
当該年度の実績 ②	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)
翌年度以降の 実施計画 ③	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)

(注) 上表の①、②、③の合計が交付決定欄と一致すること。

2 設置事業所等

名称	
所在地	
施設所有者	
面積 (コワーキングスペース 等利用の場合は不要)	
操業(利用)開始日	年 月 日

3 雇用状況 (年 月 日時点)

新規雇用者数	人 (正規 人 非正規 人)
--------	-------------------

4 事業の実施状況

(1) 事業連携

連携する県内事業者・団体・支援機関等 (複数ある場合は、複数記載すること)	名称： 代表者名： 所在地： 担当者名：
--	-------------------------------

(2) 事業内容

事業内容 (別紙可)	
---------------	--

5 設置事業所等に係る収支計画（実績）

（単位：千円）

	1年目	2年目	3年目
売上（収入）			
支出			
差引利益			
備考			

※ 「ア 事前調査型」については記載不要。

6 補助事業に係る他の補助金（県含む）の活用状況

補助事業に係る他の補助金（県含む）の活用の有無 （有 ・ 無 ）

補助金名：
補助率及び交付額：
補助金所管部署名： （電話： _____）

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※ 「有」の場合は、他の補助金名、補助率、交付額、当該補助金に係る問合せ先（補助金所管部署名、団体名及び連絡先）を記載すること。

7 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）に関する質問

補助対象経費（本年度の実績）に工事費及び委託費が含まれるか。 （有 ・ 無）

「有」の場合、その発注先は県内事業者等か。（はい ・ いいえ）

※ 「県内事業者等」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。

「いいえ」の場合、下表に状況を記載すること。

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注でなけれ ばならない理由

8 添付書類

ア 事前調査型

- (ア) 事業実施主体（補助事業者）の定款、登記簿謄本及び補助事業者の概要がわかる資料（パンフレット、ウェブサイトの写し等。定款、登記簿謄本については個人事業主の場合は不要）
- (イ) 事業実施主体（補助事業者）の決算書（直近1期分。個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可）
- (ウ) 補助対象経費を確認できる契約書及び領収書等の書類の写し
- (エ) 交付決定通知書及び変更交付決定通知書の写し

イ オフィス設置型

- (ア) 事業実施主体（補助事業者）の定款、登記簿謄本及び補助事業者の概要がわかる資料（パンフレット、ウェブサイトの写し等。定款、登記簿謄本については個人事業主の場合は不要）
- (イ) 事業実施主体（補助事業者）の決算書（直近1期分。個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可）
- (ウ) 新たに設置した事業所等の賃貸借契約又は利用を確認できる書類
- (エ) 新たに設置した事業所等の位置、施設仕様、利用料金等及び現況写真
- (オ) 補助対象経費を確認できる契約書及び領収書等の書類の写し
- (カ) 交付決定通知書及び変更交付決定通知書の写し

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
職氏名
(法人にあっては名称及び代表者の職氏名)

取得財産処分承認申請書

とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金交付要綱（令和2年10月23日付第202000186026号鳥取県商工労働部長通知）第12条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目名	
取得年月日	
取得価格（円）	
現時点の価格（円）	（ 年 月 日現在）
財産処分の内容	
財産処分に伴う収益の有無及び 収益の額（円）	
財産処分を行う理由等	

(注) 上表の内容を確認できる資料を添付すること。